産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

1　日　時　　令和８年５月７日（木曜日）
開会　午前１０時００分
閉会　午後　１時１７分

2　場　所　　第１委員会室

3　出席又は欠席した委員の氏名

（出　席）	委員長	加　藤　保　博	副委員長	太　田　善　介	
	委　員	大　月　真　一	委　員	溝　手　宣　良	
	委　員	三　宅　啓　介	委　員	深　見　昌　宏	
	委　員	津　神　謙太郎			
（欠　席）	なし				
（その他出席者）	なし				

4　職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小　原　　純	同次長	日　笠　哲　宏
同主幹	関　藤　克　城	同主幹	岩　佐　知　美

5　説明のため出席した者の職氏名

政策監	難　波　敏　文		
総合政策部長	入　野　史　也	政策調整課長	林　　啓　二
総務部長	三　宅　伸　明	財政課長	岡　　真　里
産業部長	西　川　　茂	農林課長	中　山　知　輝
農林課主幹	村　上　敏　行	農林課主幹	池　内　良　輔
観光ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ課長	赤　木　郁　哉	企業誘致商工振興課長	重　信　憲　男
建設部長	平　田　壯太郎	建設部参与	大　田　　昇
土木課長	矢　木　武　司	土木課主幹	黒　瀬　　隆
環境水道部長	内　田　和　弘	下水道課長	岡　崎　　一
環境課長	高　谷　直　樹		

6　報告事項その結果

報告事項

（１）農業振興地域整備計画策定の進捗状況について
（２）市制２０周年記念ありがとう商品券の結果について
（３）主要路線・河川の整備状況について
（４）総社三輪汚水幹線排水不良修繕の進捗状況について
（５）総社市指定ごみ袋について
（６）国民宿舎サンロード吉備路の営業再開について

7　議事経過の概要　別紙のとおり

8　その他必要な事項　別紙のとおり

開会　午前10時０分

○加藤保博委員長　ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は７名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項(1)農業振興地域整備計画策定の進捗状況について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長　報告事項(1)農業振興地域整備計画策定の進捗状況について御報告をさせていただきます。

本件につきましては、昨年９月５日に本委員会において計画の策定について御報告をさせていただいております。現状おおむねスケジュールどおり進捗しているところでございます。今後、県との協議等に入ってまいりますが、その中で一部通常業務における手続に変更等が生じる見込みですので、このたび現在の状況等含めお伝えをさせていただこうというふうに思っております。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を計画的に推進することを目的として策定される計画です。現在、総社市における農業振興地域整備計画は、総社、山手、清音の三つの計画に分かれており、このたび三つの計画を一本化し、さらに紙媒体で管理してきた計画をデジタル化すべく、業務委託により令和７年度、令和８年度の２年間で計画の策定を行っておるところでございます。

なお、計画の策定の際には、農地の分断や非農地など、農業振興地域内の農用地区域も整理するものでございます。

令和７年度は、農林水産省令の定めにより農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模等の事項に関する基礎調査資料の取りまとめを行いました。今年度は、基礎調査を基に総社農業振興地域整備計画書の作成を行います。県、関係機関との協議を経て、計画書、本編を策定することとなります。計画書及び区域の設定については、国及び岡山県の計画、確保すべき農用地区域の面積に基づく設定となり、現在の総社市の農業振興地域農用地区域から山林化した農地、いわゆる農地として活用できない農地の除外であるとか、道路等の新設により分断され狭小となった農地の除外、農地の集積等により一団の農用地への編入を行うことなどについて協議を行うこととなります。

今後のスケジュールですが、６月までに除外・編入候補等の確認の実施、７月から９月までが備中県民局との事前協議、10月から１月までが県庁との協議、公告縦覧の見込みで進め、年度内の策定を目指しているところです。こちらに米印で書かせていただいておりますが、県協議を行うタイミングにおいては年２回、５月末と12月末ですが、農用地区域からの除外の手続のうち12月の１回は停止する見込みとなりますので、改めて広報紙等で周知させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、次のページの整備状況図を御覧ください。

農業振興地域、農用地区域、国営かんがい排水事業、ほ場整備などの基盤整備の状況を示した図になります。農用地区域が黄色で示されており、基盤整備事業が実施されているところは緑や水色で表されています。農業関係の補助事業や基盤整備事業は原則として農業振興地域農用地が対象となっており、図のような整備が行われているところです。

続いて、次のページに業務工程表をつけさせていただいております。表の下段の辺りが今年度行う内容になりまして、計画策定における県との協議が中心となっております。

農業振興地域整備計画の策定は、農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにすることで農業の健全な発展、食料の安定供給等に寄与するものと位置づけられておりますので、手続に従い策定に向け取り組んでまいりたいと思います。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長　それでは、これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員　この基礎調査の部分なんですけれども、ここの中にある農家のアンケートとか、それからいろいろなこの基礎調査の結果というのはまた別途お知らせいただけたりするということでよろしいんでしょうか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　アンケートの内容について個別にお知らせまでは今考えておりませんが、この結果を基に実際に今度の計画を策定したり、県との協議における基礎資料として使わせていただくというものになります。

ちなみにアンケートですけれども、2,500世帯に取らせていただいております。これ条件としては、田畑で耕作されておられる方で世帯ごとに１反以上耕作されている方で市街化調整区域に農地をお持ちの方、こういった方々を抽出いたしますと全体で約3,000世帯となりますが、そのうちの約82％の2,500世帯にアンケートを取らせていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　分かりました。そのアンケートの結果といたしましては、要は国やら県の指示どおりというか意向に沿った形でのアンケートの結果にはなってるということなんでしょうかしら、それともそうじゃないよと、そういうことは困るとか、そういうふうな反対されとるようなそういう御意見があったりはするんでしょうか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　アンケートの内容につきましては、法律で定める基礎調査としておおむねの内容が決まっておりまして、それの将来の見通し等を考える上でそういったアンケート調査等を行うこととなっておるものでございます。なので、そういう法に従った形でのアンケートを取らせていただいておるというところでございます。

内容については決まった項目もたくさんありますが、自由意見等もいただいておりまして、その中には農業振興地域農用地のことについて賛成の意見もあれば当然反対の意見もありますし、どういった整備を求めるものであるとか、様々な意見がございましたので、そういったところは通常の業務の中でも参考にさせていただきながら農政に役立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　今言われとった農用地に提供するのは反対ですよというような御意見に対しては、きちっとその辺は県のほうにちゃんと報告はされていて、それに対して地域の農家の方々とあつれきが発生するようなことはないという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　アンケート結果につきましては、当然県と協議をする上でこういった意見があるということはお伝えはさせていただこうというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　承知しました。よろしくお願いします。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　まず、このいわゆる農業振興地域、指定されたら普通そこは開発とかできなくなるんですけど、でも地域未来投資促進法でドカンと今来てるじゃないですか。そういうのは今後も起こり得るんですか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　そうですね、御指摘のとおり法令によりまして開発できるところ、農業振興地域でなくなるところというところが定められておりますので、場合によってはあり得るということでございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　例えば今農業振興地域になっている、単純に地域未来投資促進法で言えばインターチェンジの周辺アバウト何㎞ぐらいとかというのがあったと思うんですけど、そういったところでも新たにまたもう一遍指定する、それともまだそういうことがあり得るからもう指定から外す、そういうことはもう考えなくって、今あるところはもう農業振興地域のまんまであるよということですか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　そうですね、現状農業振興地域のところは基本的には農業振興地域のままで、委員おっしゃられるようにそういう地域未来投資促進法であるとか、そういうので除外しよう

としたときには、その案件に応じてまた検討するという形になります。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　そのときになってみないと分からないというのはよく分かるんですが、そういう動きがあったときには早めにそういうことをお伝えしていただくというのが、課をまたいだ、部をまたいだこともあると思うんですが、そういうことを含めてお願いしたいというのと、次に（2）の中のイの部分ですが、『山林化した農地の除外』というのがあるじゃないですか。この山林化した農地の除外を行ったら、その土地の所有者というのは今後どのようにすればいいんですか。農地ではなくなるということは税金のかかり方も変わってくるであったりとか、その後の管理の仕方というのは山林化してるんであれば当然山林として管理をしてくださいよということが残るのか、その管理がされてなかったらちゃんとしなさいという指導がなされるのか。農業委員会なんかは時々見回りをして、適切な農地の管理がなされてなかったら適切に農地を管理してくださいねという指導があると思うんですけれど、これをあえてもう農地から除外する、ということは山林としてそこの土地の区分がされるということになったときには、その所有者はどうすればいいんですか。それが適切な管理がされなかった場合にはどのようなことを考えていらっしゃるのか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　まず１点目、課をまたいでの情報共有というところにつきましては、そういうふうに努めさせていただきたいというふうに思います。

２点目の山林化した農地の件でございますけれども、山際の農地であるとか、そういったところにつきましては、農業委員会の農地パトロールとかで農地への復旧が難しいというようなところも多々ございます。そういったものにつきましては、今後農地として使っていけないというようなところ、そういう総合的な判断の中で農業振興地域農用地から除外をするということにこの計画上はなっていくというところでございます。その管理につきましては、個々の所有者の管理にもよるんですけれども、課税のこととかも言われましたけれども、農地のままに登記をしておくよりは山林に登記地目を変えられる、または現況課税というところで見直しをされるというようなことで対応していただくようになると思います。その上でのまた山林としての管理ということになりますと、どの程度の荒れ具合かにもよりますけれども、山ということになっていくんであれば山林として管理をしていただくというようなことになる、ということでよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　山林として管理していただくんでしょうけど、それをどのように監督指導していくのかなというところを尋ねたので、できればそこにまで言及いただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　山の管理、非常に難しいところがあると思いますけれども、山ということで

あればある程度の面積を、勝手にずっと伐採もできないので、そういった許可をいただくとか、そういった中での管理をしていくようになろうかと思います。

あと例えば大規模な山林に面しているところとかであって保安林の指定が必要であるとか、そういった場合についてはまた県と協議をさせていただくということになろうかと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　なかなか明確なお答えというのは難しい案件なんだろうとは思うんですが、結局またそうやって山林が荒れる原因にもなっていくので、やはり農地が山林に変わったとはいえ所有者がいらっしゃるんであれば適切な管理をお願いしたいというのが、というかしなければならないんだと思うんです。それをしてこなかったがゆえに、今所有者がちゃんといながら全く管理がなされてない山林というのが圧倒的に多いんだというふうに思うので、そこはこのタイミングで山林になるのであれば、もう管理しなくていいよではなくって管理はしてくださいということはちゃんと指導するべきなんだろうというふうに思います。そこがどのような農地であったかにもよりますけれど、当然かんがいといいますか水路というか、そういったものもあるんだと思います。なので、そこを管理を放置することによって今まで水が来てたのが来なくなったであったりとか、そういったことが起きてもいけませんので、そこの監督管理というのはきちんと指導をお願いしたいというふうに思います。

加えて、若干関連になるかもしれませんが、かつて山林というか山肌を利用して果樹の栽培をしていたけれど今現在栽培をしておらず、でもその近くで果樹栽培をしていて、果樹栽培農地を広げたいと思ったときに、そこの土地の所有者が分からなかったり、分かっても連絡がつかなくって、できればあそこで自分はやりたいんだけどなという声を先日実はお聞きしたことがあります。そういった方もいらっしゃると思うんです。なので、そういったところまで配慮を広げていただけたらなと思うんですが、せっかくやろうと思っているのにどうしたらいいか分からない、窓口も分からない、突破口が開けないというようなことがあるので、こういった調査をされているのであれば併せてそのあたりを考えていただきたい。後で今こういう話があったのはあの辺ですよということはお伝えできますので、そういったところまで考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　山林の適切な管理につきましては、農地から除外する段階で農業委員会とかを通じて転用とかの手続とかも出てまいりますので、そういった機会を捉えてちゃんと管理のほうは呼びかけさせていただきたいというふうに思っております。

あと、果樹とかをされていて農地を広げたいというお話ですが、具体的な場所等はまたお教えいただければと思っておりますけれども、そういった要望につきましてはできるだけ応えさせていただくように、流動化推進員であるとか地域の農業委員とも御相談しながら、隣地の所有者とかを特

定するなりして規模拡大はしっかり応援させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　よろしくお願いします。あわせて、今現在就農していて農地を広げたいという人と併せて、新規就農者という方も当然総社市に関心、興味を持って来られたりするので、そういった方にもここを起こすことができるよという範囲が広がれば、そういった方々のネットワークでもって現在の若手就農家の方があそこが今これからこうなってるから誰々がするんだったらやりやすいんじゃないのかなというようなところを紹介できたりもするんだと思うので、そういった意味でも情報の発信というものをしっかりしていただきたいなと。農業委員とかを中心にもちろんなるのはよく理解できるんですけど、農業委員だけでとどまらず、恐らく農業委員がどうしても米農家のほうに偏ってしまったりすることも多いので、いろんな農家の方がいらっしゃるので、しっかり発信をしていただくということにも努めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　ありがとうございます。新規就農者の方は本当に農地を探したりするときに御不便等もあるというふうな声は伺っておりますので、情報発信等、またその地域で連携していける体制については今後話し合っていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　先ほどの話の続きなんですけれども、今いう荒廃した農地、これが山林化した場合はそれはもう農用地から外れるという、そういうふうに聞こえたんですけれども、それはそれでよろしいということですか。山林化した農地は農用地から外れるということは、そこに例えば建物を建ててもいいとか、そういうふうな形での認識でよろしいですか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　耕作ができないというような判断がなされた農地、山のようになっているところについては農用地から外れるということでございます。なので、家が建つとかという話になるとまた別の法律の範疇になりますので、そこへ本当に建てれるかどうか、そういったところのお話になろうかと思います。

　以上です。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　分かりました。そういうことなんですね、ありがとうございました。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

　深見委員。

○深見昌宏委員　今溝手委員から言われとった質問の流れの中で、山林化した土地を農地から除外するという、そこを決定するのは誰と誰と誰が協議してそれを決定するのか、そのタイムスケジュ

ールもこの後に載ってるんですけど、いろいろそういうふうな話の流れでまず最初の第一歩目はどういうふうにして決定するんですか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　山林化した農地をどのように農地から除外するかという話でございますけれども、こちらにつきましては農業委員会のほうで農地パトロールというものをしていただいておりまして、その結果を基にまだまだ活用できる農地であるとか、もう農地に戻せないような農地、そういった判定がなされますので、そういったものを参考にさせていただきながら除外していくということになります。

以上でございます。

○加藤保博委員長　深見委員。

○深見昌宏委員　じゃあ、農地を持たれとる方もその中には入るという、最初の決定の時点で、その話合いの中に入るということなんですか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　農地パトロールの段階では直接的には入らないですけれども、本当に荒れてる状況の確認であるとか、そういったところ、場所によると思いますけれども、そういったあたりについては地域の農業委員と所有者の方とか、地域の中で次誰が耕作するかというような話合いをされておるということで理解しております。

○加藤保博委員長　深見委員。

○深見昌宏委員　分かりました。

ちょっと余談なんですけど、３ページ目のタイムスケジュールありますよね。このタイムスケジュール、別にこれに反対するわけじゃないんですけど、書いてある文言が見えない、大きくしていって拡大していっても字がぼやけて見えない。これは私だけかどうか分からないんですけど、これもうちょっと見えやすいように、拡大しても見えるようなことにしていただきたい。これは要望です。誠に質疑じゃございませんけど、よろしくお願いします。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　すみません、もう誠に見えづらくて申し訳ありません。解像度の関係であるとか、今後より見えやすい資料というところで考えさせていただきたいと思います。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　すみません、これ新たに農地に指定していくというか、策定するに当たって先ほどちょっと言及しましたけど、用水に関しては何かここに関わってくることがありますか。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　すみません、用水なんですけれども、維持管理の視点でしょうか、新たにという、両方。用水にもいろいろございますけれども、湛井の用水であるとか、ああいったものにつ

いては農業振興地域農用地の面積に応じて補助であるとかそういったものが変わってまいります。当然その規模とかに応じて事業がなされているというものになります。小規模なもの、一般的な田んぼに水を引く、それもいろんなケースがありますけれども、個別のものについては修繕とかについては通常の市のほうで単市で行うものがほとんどになります。一方で、例えば池の改修であるとかそういったことになりますと、当然その農業振興地域農用地の受益面積ですね、そういったところに応じてどういった補助が使えるかというようなところも変わってきますので、そういったところを様々な判断をしながら農地を守っていくというようなところをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　というのが、ここで新たにこの計画を策定して、でもこれが二、三年の計画とかというわけじゃなしに、これから数十年にわたって、要はここで新たに指定するところはもう農地として頑張ってねということなんだと思うんです。そうなると、今ちょっとだけ言及がありましたけど、要は池ですよね、受益者というのがあるんですけれど、新たにその方々でこれからも補助があるとはいえ池のいわゆるしゅんせつをしていかなければならない、ここをするんだから総社市としてここの予算を余分に今後数年取るんで、池のしゅんせつをしっかり出してくださいねとか、用水路の修繕を出してくださいねとか、新たな新設を出してくださいねとか、そういうことはない。ただ計画はするけれど、今までどおりもう正直、きつい言い方しますけど、机上で決めるだけで、特に別に実際に農業を補助するわけではない。その辺をこれ今後数十年にわたってするということは、やはり現状もう池のしゅんせつをしないともう随分実は水が満水になってるようで水量が減ってきてるような池も多くあると思うんです。そういったところもできれば計画に入れていただきたいんですけれど、この計画の作成自体とは直接のつながりがないのかもしれませんが、やはりそういった意見は農家から出てくると思うんで、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいし、ぜひ予算要求はしっかりしていただきたいと思うんです。その辺も含めて御答弁いただけたらと思います。

○加藤保博委員長　農林課長。

○中山知輝農林課長　通常の池とか水路の維持管理の面では、地域の方々、水利組合の方々に非常に多くの御負担をおかけしながら維持管理していただいているというところでございます。先ほどお話にありました池のしゅんせつ、確かに土砂が堆積するとか、そういったところはたくさん聞いてはおりますので、当然池のしゅんせつとかになると農業ができない時期というのも出てきますので、そのあたり含めて地元との調整、お話がまとまるようなところ、あと予算も要求をというようなお話もいただきましたので、そのあたり調整しながら進めさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○加藤保博委員長　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、ないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩します。

休憩　午前10時30分

再開　午前10時30分

○加藤保博委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(2)市制20周年記念ありがとう商品券の結果について当局の報告を願います。

企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　報告事項(2)市制20周年記念ありがとう商品券の結果について御説明いたします。

資料２を御覧ください。

市制20周年記念ありがとう商品券事業につきましては、物価高騰などにより家計や事業者への負担が増えていることから家計を支援するとともに、市民の皆様のこれまでの市政に対する支えに感謝する意味を込め、対象店舗で使えるプレミアム付商品券を販売した事業でございます。全市民を対象にプレミアム率を40％としまして、１冊5,000円で7,000円分の商品券を１人２冊まで購入することができるというものでございます。今年の２月いっぱいで商品券の使用期間が終了し、また取扱店及び市民へのアンケート調査を実施いたしましたので、御報告させていただきます。

それでは、１の事業全般でございます。

事業の実施期間中の購入対象者は７万1,372人でございます。これは、基準日の昨年の６月１日時点の市民に加え、それ以後今年の１月31日までの出生者及び転入者を含めているところでございます。

購入状況につきましては11万8,316冊、率にしまして82.89％の購入でございました。

取扱店につきましては475店舗、また小さなお店を応援するためのとくとくキャンペーンに参加した店舗は148店舗でございます。

なお、この商品券の購入によりまして全て使用した場合の金額、ここでは商品券の流通額とさせていただいていますが、こちらは８億2,821万2,000円でございます。

次に、２ページを御覧ください。

２の業種別換金状況でございます。

取扱店からの換金につきましては、下側の表の一番下ほどに記載しておりますとおり合計で８億2,552万500円、率にしまして99.68％でございました。内訳といたしまして、上に円グラフで割合を示し、下に換金額等の内訳が書いてございます。

利用状況につきましては、スーパーやチェーン店と言われる業種で、下の表の上から三つのジャンルで、百貨店、食品スーパー、医薬品、化粧品、ドラッグストア、ディスカウントストア、ホームセンターで合わせて73.6%、約４分の３という状況でございました。それ以外の業種で家電とか衣服等、飲食など七つのジャンルにつきましては残りの約４分の１という状況でございました。

なお、とくとくキャンペーンに参加した店舗の換金状況につきましては合計で5,233万8,000円、率にしまして全体の6.34%でございました。

次に、３ページを御覧ください。

３の取扱店向けアンケートの集計結果でございます。

取扱店475店舗を対象にアンケートのほうを実施しまして、その結果238店舗からの御回答がございました。

次に、４ページを御覧ください。

問１につきましては、この事業による消費を促す効果についてお尋ねしているものでございますが、大いに効果があった、効果があったを合わせると約７割の事業者から効果があったという御回答をいただいております。

問２につきましては、期間中の商品券の利用と決済手段の割合をお尋ねしているものでございますが、約９割の店舗でありがとう商品券が利用され、また約１割の店舗でありがとう商品券による決済割合が20%以上というふうな結果でございました。

問３につきましては、売上げがどのくらい増加したかをお尋ねしているものでございまして、全体の約３分の２の店舗で売上げが増加したという御回答をいただいているところでございます。

問４につきましては、客層の変化についてお尋ねしているものでございますが、約３割の店舗で新たな来客や固定客が増加したとの御回答をいただいております。

問５につきましては、実施期間の長さについてお尋ねしているものでございますが、ここの一部訂正がございまして、括弧の中の期間が間違っておりました。８月２日から２月28日までの実施期間でございます。すみません。実施期間の長さについてでございますが、約４分の３の店舗が適切だったとの回答をいただいております。

問６につきましては、別ページに掲載をさせていただいております。

次に、５ページを御覧ください。

問７につきましては、キャッシュレス決済の導入状況についてお尋ねしているものでございますが、多くの店舗がキャッシュレス決済を導入しているものの、いまだ約３割の店舗は導入していないという御回答でございました。

問８につきましては、今後行政に期待する事業者支援についてお尋ねしているものでございますが、約半数の店舗が紙媒体のプレミアム付商品券、減税を希望し、約４割の店舗が事業継続のための補助金を希望しているとの結果でございました。

次に、６ページを御覧ください。

問６についてでございます。事業の良かった点、改善点についてお尋ねしているものでございます。主たるものを約20点挙げさせていただいておりまして、その中で良かった点の主なものといたしまして、『物価上昇が続く中で消費者の購買意欲を高める取組だった』でありますとか、『新規の方が多数御来店くださり、お店を知っていただく機会となった』、『ふだん買わない商品等も商品券の利用により試していただきやすかった』といったものが挙げられます。一方、改善すべき点の主なものとして、『商品券の管理が大変』、『キャッシュレス移行と紙媒体との選択式検討を』とか、また『商品券の紙質がめくりにくかったため数える際手間だった』、『換金のため市役所までの交通費等の負担が大きい割には効果が少なかった』などの御意見をいただいております。

問９につきましては、その他、感想・要望等を自由記載でいただいたもので、主なものを10点挙げさせていただいております。多くの店舗からは、総社が活性化する、市内で経済が循環する施策実施を期待する声をいただく一方で、キャッシュレス決済への変更検討であるとか換金請求等の早期振込等の御要望をいただいている状況でございます。

次に、７ページを御覧ください。

４の市民向けアンケート集計結果でございます。

このアンケートにつきましては、市公式ＬＩＮＥやメールマガジンから市民を対象にアンケートをいたしまして、その結果1,028人の方から御回答をいただきました。

問１につきましては、回答者の属性を集計したものでございます。

次に、８ページを御覧ください。

問２につきましては、先ほど説明しました商品券の購入状況でございます。

問３につきましては、商品券の購入理由をお尋ねしているものでございますが、86％の方が家計の助けとの回答をいただいており、物価高が続く中、有効な施策としての御活用をいただけたものと考えております。

問４につきましては、商品券購入による消費行動への変化をお尋ねするものでございますが、市外から市内への消費行動を変更したとの回答が約３分の２ございまして、一定の効果があったものと考えております。

問５につきましては、新たなお店の開拓についてお尋ねするものでございますが、約３分の１が未利用の店舗を利用したとの回答があり、新規開拓につながったものと考えております。

次に、９ページを御覧ください。

問６につきましては、地元の小さなお店を利用したかをお尋ねするものでございますが、約３分の１が増えたとの回答でございまして、とくとくキャンペーンの実施も一定の効果につながったものと考えております。

問７につきましては、支出額が増えたかどうかのお尋ねでございますが、半数強の方が増えたとの回答をいただいております。

問８につきましては、商品券取扱店の把握手段についてお尋ねするものでございますが、購入引

換券に同封してある紙の事業所一覧が一番多く、次いで取扱店に掲げていたのぼり旗やポスターやステッカーというふうな回答をいただいております。

問９につきましては、商品券デジタルマップについてお尋ねするものでございますが、半数強の方が見たことがないとの御回答があったところでございます。

次に、10ページを御覧ください。

問10につきましては、未購入者に対して未購入の理由をお尋ねしたものでございます。

問11につきましては、今後行政に期待する経済対策についてお尋ねするもので、紙媒体のプレミアム付商品券との回答が約３分の２と最も多く、紙媒体に根強い人気があるという状況でございます。

問12につきましては、商品券に関する自由意見をいただいたもので、主なものを10点挙げさせていただいております。その中で、『家計の助けになって助かった』、『使用できるお店が多くてよかった』、『気になっていたお店に行くきっかけになった』といった御意見もいただいた一方で、『券の印刷代がもったいない』であるとか、『購入に出向くのが面倒』、『セルフレジが増えている中で紙の商品券が使いにくかった』などの課題点も意見をいただいたところでございます。

報告は以上でございます。

○加藤保博委員長　では、これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員　一番最初のページなんですけれども、これ購入されてない方が全体の17％おられるということで、その17％おられる中の一番最後のページのアンケートのところを見ますと、約半数の方が現金が用意できなかったというふうな回答があるんで、その17％のうちの半分は要は金額が高過ぎて買えなかったというふうなことかと思いますけれども、そういった方々に対しての手当てというのは何か別に考えられるということはあるんでしょうか。例えば水道料金を免除してあげるとか、その金額分だけです、そういったことは考えられないんでしょうかしら、どうでしょう。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　説明が悪かったんですが、約１万2,000人ぐらい購入されてない方がいるんですが、未購入者ということでこのアンケートに御回答いただいた45人の約半数から現金が用意できなかったというふうな回答をいただいたところでございます。なので、全体ではどれくらいか分からないんですが半数まではいかないのではというふうには思っておりまして、そのほかの理由として面倒だったとか、そのまま忘れていたというふうな方もおられるところでございます。現金が用意できなかったという方には、商品券を購入いただいてそのプレミアムをしっかり御活用していただくといったところを私どもはしっかり説明をさせていただくといったところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　アンケートの結果というのは、要はそういうところを割合で見ましょうねという意味での割合の部分の表記だと思うんですけれども、いずれにしてもお金がないんでこれが購入できなかったので、要は市民全員に対してのサービスというふうなことにはなってないということであるということで、その取りこぼされた人に対してのやっぱり手当ては必要だと思うんですけれども、今後何かそういうふうな手当ては考えられるというか考える必要があると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　御質問いただいた内容ですが、現金が用意できなかったというのは以前溝手委員からも御指摘いただいたところなんですが、市としましては購入期間もかなり長く取らせていただいております。5,000円を買うと7,000円分が使えるというふうなことになるんで、一種の広報の不足のところもあるのかなとは思っております。ですので、生活保護の方なんかでも買っていただけるような形でＰＲもしていかないといけないのかなと思ってます。これはあくまでもアンケートの結果でございますが、5,000円が用意できない方が実際にどれぐらいいらっしゃるかというのはあるかと思います。ただ、市としましてはそういう方にも買っていただくとお得になるというふうな広報をしっかりしていかないといけないなというふうに思っております。これを解消しようとすると現金の給付であるとか、そういった形になりますが、こういうプレミアム商品券という形でさせていただいたので、どうしてもそういう方がアンケートの中で出るのは承知しております。

以上です。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　分かりましたけれども、手当てしてあげる必要があるという方もやっぱりおられるというふうなことだと思いますので、僅かな人だといえどもその辺は不公平なところがあるんだろうなと。本来であれば市民皆さん全員に対してこの恩恵が受けられるところが、現金の持ち合わせがなかったという表現がされとるというところが気になりますけれども、実際には要は家計の都合でそういうふうな支出ができる状況にはなかったというふうな形で認識しますけれども、そういうことなんだろうと思いますが、そういったところについては手当てはやはり必要だと思います。

今回の今言うＰＲがちょっと足らなかったというようなお話がございましたけれども、今販売中の商品券につきましては、その辺の部分がこの割合がもっと減るようにしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　福祉部門等とも連携しまして、できるだけ情報をお伝えできるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　すみません、お尋ねします。

２ページの業種別換金状況の表の中で、下３段、医療と交通と電気・ガス・水道、これそれぞれが0.5%、0.1%、0.1%。これ何に使われたのかが分かりますか。いや、電気・ガス代とかに払われたんですか。それとも電気の何らかの工事をして、その工事の代金として使われたんですか。要は料金の支払いにこれ使われたんかどうか。交通の場合はそうなんでしょうけど、医療の場合は薬局で薬品を買ったとかなんでしょうけれど、電気・ガス・水道についてはこの料金の支払いに使われたんですか、たかが0.1%ですけど、よろしくお願いします。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　電気・ガス・水道の業種の中に入れさせていただいてるのが、ガソリンスタンドとかになろうかと思いますので、多分そちらのほうの御利用になるかと思います。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　ガソリンスタンドでの利用ということは、だから結局ガソリンを買った、灯油を買ったとか、そういったことですかね。いわゆる電気代とかガス代とか水道代の支払いに使ったわけではないというふうに認識されているということでいいですか。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　水道料金等料金に関することには使えないというふうなことはもともとお示ししてありますし、この商品券の御利用は登録事業者でないと使えませんので、そういったところの部分なので、今さっき委員言われたようなところの部分の支払いには利用されていないといったところでございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をいたしました。

次に、３ページのことで伺います。

取扱店向けアンケート集計なんですが、これすみません、私が聞き漏らしたんだったらごめんなさい。このアンケートの集計方法はどのような方法だったんでしょうか。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　参加事業所の方に紙媒体でアンケートのほうを送付させていただいて、その中からの御回答といったところでございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をしました。紙だけですね。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　そうです。紙での御案内ということになります。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をいたしました。紙であれデジタルであれ、もともとアンケートというのは聞き方によって回答の結果というのは大きく変わるというのが常でございますから、これを見て全

てが把握できたということにはならないのだろうとは思いますが、当然参考にはなると思います。ただ、１点お尋ねしたいのが、このアンケート集計結果をもって、だから今後どうするんですか。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　このアンケート結果で今回の商品券のほうにつなげれるもの、ちょっとタイミング的に難しいといったところはございますが、こういったアンケート結果を見ながら、また次に何かつなげれるものがあればつなげていこうかというふうに考えております。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　次につなげるというのはどういう意味ですか、またこの商品券事業をやるんだと、積極的に総社市として打ち出していくんだ、担当課として打ち出していくんだということでいいんですか。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　溝手委員の御質問ですが、一つは実績の効果の検証です。どんな業種のものに使われたのが多かったのか。何回かやっておりますので大体同じような傾向がございます。新しく医療機関が入ってきたり、例えば動物病院とかが結構使われてたりとか、そういった傾向の分析が一つの目的です。

それからもう一つは、例えばですけどキャッシュレスの関係でございますとか、今後の検討の中で地域通貨であるとか、そういったことの材料として参考にするというのが一つあります。これを見ていただくと分かるんですが、なかなか紙は紙で賛成の意見もありますし、電子マネーは電子マネーで賛成の意見もありますので、半々みたいなところがございます。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　では、少し変えて10ページのことについてお尋ねをするんですが、10ページで問12として、これ意味がよく分からなかったんですが、問12の問いがその他商品券に関する自由意見（主なもの）というふうに聞いたら、この10件が返ってきたんですか、それともそれまでにもあったその他とかを聞いた中で幾つかあったものの中の主なものをここに表記されていらっしゃるんですか、それを教えてください。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　その他で、自由意見を書いていただく欄を設けておりました。『（主なもの）』というのは、その自由意見の中から主なものを10点ほどピックアップさせていただいたんで『（主なもの）』というふうな書き方にさせていただいております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　ということは、例えば同じページの10番、11番の問いは『複数回答可』というのも本来は書いてなかったのですか、それともこれは書いてあって、この主なものというのだけがこ

こで使われて、このアンケート結果を我々にお知らせいただくために書いたということでいいんですか。もう一度確認をお願いします。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　『複数回答可』というのは複数回答可能といったところでの問いでございまして、問12に関してはこの資料を作る上で『主なもの』というふうなところを提示させていただいたところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をしました。では、その上でお尋ねをするんですが、ではこの問12に関して回答は何件あって、ここに10件挙げられてますけど、この10件を挙げられた抽出の方法、理由を教えてください。

○加藤保博委員長　しばらく休憩します。

休憩　午前10時58分

再開　午前10時59分

○加藤保博委員長　休憩を閉じて会議を開きます。

企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　こちらの御意見のほうですが、全体で400件ぐらいございまして、内容としては同じような内容のもの、表現が少し変わってというぐらいなもので、その中から代表的なものを10件挙げさせていただいたところでございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　すみません、400件くらいこの問12に関しては返答があったということですね。その中で代表的なもの、ほぼ同意見のものを抽出したということは、ごめんなさいね、４番のように『片岡市長には感謝をしています』というのが同様に約40件は最低でもあったというふうに理解していいですか。

○加藤保博委員長　企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長　そこの文言自体が全部一緒といったところではございませんが、そこの部分を除いた内容としましては大体一緒のようなものを集めたところでございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　歯切れが悪い御回答というか御答弁だと思いますが、なぜわざわざこの文言を入れたんですか。忖度されてますか。いやいや、この文言を入れる必要がないでしょう。どうしてこの文言をわざわざ入れたのかなというのが、もう忖度をされてるとしか思えないんですけれど、市長にごますらにゃいけませんか。ちょっと厳しいんですけど。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　すみません、今の聞き方だと多分それは答弁できないなと思いましたので、今の

質問は取下げさせていただきます。

ですが、こういったことは非常に印象として残りますので、主なものとする以上はやはりその根拠をお示しになられたんですから、こういう突っ込みが入らないようにはしたほうがいいのかなというふうには思います。

今回の商品券事業は20周年ありがとう商品券、市制20周年をみんなで祝おうという趣旨のものでございますし、かつて行ったのもコロナ禍で疲弊している店舗を応援しようとか、そういったものでございましたので、今現在実施している物価高騰対策とは趣が違うなというふうには思っているので、ちょっと違うとは思うんです。だけれど、大月委員がおっしゃったような状況が発生する方法ですよということは強く認識をしていただきたいというふうに思いますが、なので問うたんですが、こういったアンケート結果を踏まえて、また今後何かイベント的なことを考えるときにこういった商品券事業を主に考えていくのか、それとも別な方法を考えるのか。紙媒体でするかデジタルでするかということについては、産業部長の答弁にもありましたように賛否両論あって、どちらが正しいどちらが間違いというものではないというふうには思いますが、市民皆さんが平等に受け取れるものではないということは明確にこの結果で表れているので、その方法を今後も取っていく方針なのかどうか、そこはお尋ねをしたいと思います。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　例示の10件については、一部そういったことで例示に挙げるにはふさわしくなかったかもしれません。大変申し訳ございません。

それから、プレミアム商品券の事業自体についてでございますが、全員に行き渡らないというふうなことが１点ございます。市の政策を考える上でどういったものにするかというのは執行部の中で決めていくわけです。今回現金給付ということもございましたが、貯蓄に回ったりといったこともあるので、効果としてプレミアム商品券のほうを選んだという形になります。ひとつ溝手委員がおっしゃられるように全員に平等に行き渡らないという点は認識しておりますので、今後そういった点も含めて、新たなことを考える上では大事な視点として持っておきたいと思っております。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をいたしました。なので、私も商品券事業が悪いと言っているわけではなく、平等に行き渡らないという、平等ってなかなか難しいんですけれど、皆さんに行き渡らないというのが問題であるよという指摘はさせていただいているわけです。なので、これプレミアムをつけずに普通に全市民に商品券を配るということもできるんだと思うんです。だから、いろんな方法があろうかと思いますので、このプレミアム付というところにあまり固執をしないほうがいいのかなということを最後に述べさせていただきます。

以上です。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　ありがとうございます。そういったいろんな視点を持って今後政策を考える上では行っていきたいと思います。ありがとうございます。
○加藤保博委員長　他に質疑はありませんか。
　太田副委員長。
○太田善介委員　アンケートを見る限りでも電子化を望むというのは結構入ってきてると思うんですけども、次からされるときに電子と紙を一旦併用してみるとか、そういう施策みたいなことは考えられてますでしょうか。
○加藤保博委員長　産業部長。
○西川　茂産業部長　なかなかアンケート結果とかからも、思ったよりキャッシュレス化が進んでいないなというふうに実は思っております。そういう中で両方やってみるとかというのはいい御意見だと思っておりますが、今回重点支援交付金の中での事業ということで時間的なもの、それから作業的なものも含めてなかなか難しい面がございましたので、前回と同じようなやり方になってしまいましたが、今後については、キャッシュレスも様々な問題があって、他の自治体でも行っている自治体、地域通貨もございますが、なかなかうまくいってないほうが多いように思いますので、そのあたり慎重にもなりながら、今ＱＲコードとかで機械がなくても簡単にできるような仕組みもございますので、そういうところも研究しながら今後考えていきたいなと思っています。
○加藤保博委員長　副委員長。
○太田善介副委員長　やる前から怖いからやらないとかじゃなくて、一旦やってみて問題を洗い出して突き詰めていくみたいな話をされたほうがいいと思いますので、ぜひとも進めていただけたらと思いますんで、よろしくお願いします。
○加藤保博委員長　産業部長。
○西川　茂産業部長　これも経費の面がかなりかかりますので、なかなか失敗というのは許されないと思いますので、そういう面も含めて検討していきたいと思います。
○加藤保博委員長　溝手委員。
○溝手宣良委員　すみません、もう一点だけ。これ提案です。商品券、先ほど僕申しましたようにプレミアム付にこだわらなかったらもうちょっといいんじゃないかと。要は先にお金を払うということが大変なんで、今回この20周年で言えば２枚買えば4,000円得なんですけど、じゃからその4,000円分の商品券をお配りするのはどうですかという例えばの意見なんですが、もう一点商品券で問題があるところとして、手元に届いても近くに使える店がなかったら使えないんです、これが。だから、その使える範囲を広げてほしい、その商品券に限って例えば水道料金に使えますよとか電気代に使えますよといったら、家計は助かるんです。だから、難しいのは分かりますが、本当に場所を例に出しては言いませんけどその地域の方に失礼なので、近くに商店舗がないと、商店舗というんか商いをしている店舗がないといった方々は、その移動手段さえ困ってたりするので、本当に手元に届いても使えないということも発生するので公共料金に使えたら助かるなという意見は

あると思うんです。なので、今後の検討課題の中にそこは含みおいていただきたいという提案でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　店舗数が少ないということで御提案いただきましたけど、公共料金に使えるかどうかというのが法的にあるように覚えがあるので、そこはちょっと調べさせていただいて。たばこに使えないとかというのがあると思いますので、その中で公共料金が使えない、ただガソリンは使える、ガスも購入は多分使えると思いますので、そういったところを踏まえて、そこを確認させてください。

○加藤保博委員長　よろしいですか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　検討をお願いしますという話なので、今明確な答えじゃなかったんですけど、それで十分ですので、よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長　産業部長。

○西川　茂産業部長　そういったところも確認させていただいて、検討させていただきます。ありがとうございます。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時11分

再開　午前11時21分

○加藤保博委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(3)主要路線・河川の整備状況について当局の報告を願います。

土木課長。

○矢木武司土木課長　報告事項(3)市内主要路線・河川の整備状況について御説明いたします。

資料３をお開きください。

まず、主要道路の整備状況として、総社市は２路線、国土交通省が２路線、岡山県については５路線挙げさせていただいております。また、河川の整備状況といたしまして、総社市は１河川、国土交通省は１事業、岡山県につきましては２事業挙げさせていただいております。表にはそれぞれの計画年次、想定事業費等について記載させていただいております。番号については、次のページ箇所図の番号と連動しておりますので、それぞれ事業箇所についても御確認いただければと思います。また、箇所図の左下には凡例を記載しております。赤色が市、紫色が国土交通省、緑色が岡山県で、それぞれ路線名及び事業名の旗揚げをしております。

それでは、主要路線の総社市事業から順に説明させていただきます。

まず、①番の東総社駅前泉本線でございます。箇所図では赤色の１番でございまして、泉団地から国道180号バイパスを平面交差して、ＪＲ東総社駅に向かって延びる南北道であり、２車線、自歩道付きの全幅10.75ｍの道路を新設する計画としております。今年度は180号バイパスから南側及び泉団地側の工事を行う予定でございます。

次に、②番の（仮称）神在秦本線でありますが、今回実施するのはサントピア岡山総社の上がり口付近から北に行き、県道宍粟真備線の接続部分までの総延長1,728ｍの一級市道秦中央本線でございます。こちらについては、２車線の全幅７ｍの道路に改築する計画としております。今年度が最終年度となっておりますので、選果場から終点を完成形の舗装まで工事を実施する予定でございます。

次に、国土交通省の道路事業について御説明いたします。

①番の『５－４工区』と書いてある消防署北から湛井までの1.7㎞のうち井尻野地区はおおむね用地買収が終わっており、段取りが例えば整備工事を実施するとお聞きしております。また、門田、小寺地区につきましては、地元設計協議がまとまれば現地測量に入る予定であります。

次に、平成30年７月豪雨を踏まえた国道180号冠水対策検討区間でございます。宍粟から種井までの紫色で示している区間が冠水対策の検討区間で、いずれも平成30年７月豪雨災害の折に高梁川の洪水により道路冠水をした区間でございます。そのうちで②番の国道180号の日羽地区から美袋地区までの施工区間1.2㎞が、道路冠水を防ぐことを目的とした国道180号総社防災でございます。作原西地区の工事は堤防の新設を行う工事でございまして、昨年度で整備は完了いたしました。また、作原東地区の工事は作原東入り口から日羽の水位計があるところまでの国道をかさ上げするものとなります。なお、現在工事中の作原東側の出口付近の道路かさ上げ工事は、夏頃工事完成予定とお聞きしております。

続きまして、岡山県の道路事業でございます。

①番が県道宍粟真備線のバイパス事業でございます。下原から倉敷市真備町辻田区間で現道が非常に狭いので、新たにバイパスとして延長670ｍ、幅員9.75ｍを整備するものでございます。総社市分は延長320ｍでございます。本年度は道路築造工事を実施する予定とお聞きしております。

②番が美袋井原線の水内橋新架橋でございます。平成29年８月に事業採択された県道美袋井原線バイパス事業で、美袋から原に至る990ｍ区間で、橋長が340ｍ、全幅が7.5ｍの道路になる予定でございます。本年度は美袋地区で地権者協議を行い、用地買収を実施していく予定とお聞きしております。また、原地区ではおおむね用地買収が終わりましたので、順調に行けば道路築造工事に入る予定とお聞きしております。

③番が県道総社足守線の交通安全事業で、延長2.1㎞、歩道付の全幅10.25ｍの道路を整備中でございます。本年度は西阿曽地区付近の工事をしていくとお聞きしております。

④番が新川辺橋歩道整備でございます。こちらは、令和５年に被災して現在仮復旧となっている

川辺橋のルート変更に伴い、新川辺橋へ歩道を設置するものでございます。施工延長660m、歩道幅3.0mを整備するものでございます。今年度の工事は橋梁一部区間への歩道設置と高梁川両岸に歩道新設工事をしていく予定とお聞きしております。

⑤番が水別総社線の道路整備でございます。こちらは延長240m、片側歩道付の全幅9.75mの道路を整備するものでございます。今年度は地元説明を行い、その後用地測量、用地買収等を実施していく予定とお聞きしております。

続きまして、市内河川の整備状況を総社市の事業から順に説明させていただきます。

①番が準用河川国府川改修事業でございます。施工区間といたしまして、前川の合流地点から吉備線までの延長947m、川幅13.4mを改修するものでございます。現在、国道180号バイパスの南まで完成しております。本年度は昨年度に引き続きバイパス北側、右岸を改修する予定でございます。

次に、国土交通省河川事業について御説明いたします。

①番が清音黒田・古地地区の築堤・堤防強化でございます。古地地区につきましては浸透対策でありまして、昨年度から引き続き古地地区入口上流を施工するとお聞きしております。また、黒田地区につきましては堤防の築堤事業でありまして、こちらも昨年度から引き続き調査設計を実施している状況であります。

続きまして、岡山県の河川事業でございます。

①番が浸水対策重点地域緊急事業でございます。こちらは、美袋の下倉橋下流から作原東入り口までと下倉、下村地区の護岸整備及び築堤工事となっております。美袋から作原区間につきましては昨年度の繰越事業でありまして、作原谷川付近、作原東入口付近の築堤、護岸工事を実施しております。また、下倉、下村地区につきましては、順調に行けば護岸工事及び築堤を引き続き施工していくとお聞きしております。

②番が前川改修事業でございます。こちらは、前川は国道429号を横断した西側から上流へ434m改修する工事であります。昨年度に地元説明会を終えて、本年度は用地測量、用地買収を実施していく予定とお聞きしております。

総社市及び国・県の主要道路・河川事業の整備状況は以上でございます。

○加藤保博委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員　すみません。お伺いしますけれども、築堤の件なんですけど、今、国、県が高梁川の堤防整備についてはいろいろ計画をされておってということなんですけれども、総社市として高梁川の築堤整備、この辺は今国やら県が示しとるこの工事の内容で十分だというふうな認識なのか、はたまたこういうところがまだ抜けとるからこの区間の堤防整備が必要なのかというその辺の判断はどうお考えなんでしょうか、教えてください。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　大月委員の質問にお答えいたします。

河川の堤防でございますが、高梁川主要路線の整備状況の箇所図というのがありまして、国道180号冠水対策検討区間、美袋から種井まで、こちらのほうは国道180号は冠水をしとるということなんでそちらをかさ上げするとか、そういうような検討業務のほうは一応入らせていただいておるとお聞きしておりますので、そちら辺は堤防が弱体化しとるような形となっておりますので、国道180号が大雨でも通行可能、高梁川が増水しても通行可能になるということで国道が上がっていくとか、そういう検討をしていくんで、堤防強化と同じようなことをされるんじゃないかなと思っております。また、日羽から宍粟について、こちらのほうも国道を上げていくとしてお聞きしておりますので、これも国道が上がるというような形になるのかなと感じております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　分かりました。ただ、その中で水内橋から下流側です、美袋のまちに入ってくる間、そこのところがちょうど何も堤防らしきものがないという状況が今あって、そこら辺が高梁川の増水があったときには、水位が上昇したら水が地域内に入っていくのではなかろうかと思われますけど、その辺の見解はどうでしょうか。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　そちらの水内橋から下流及び美袋のまちなか、喫茶佐理の辺までのことを言われとるんじゃないかと思いますが、取りあえずは今水内橋をするときに水内橋付近のほうは平成30年７月豪雨災害の水位が来たところまでは堤防を上げるとお聞きしております。それから、下流につきましては今後の検討ではないかなと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　ということは、やはりその部分は足らないというふうな認識だと思いますけれども、その辺は積極的に総社市のほうとしても県なり国なりのほうへどんどんと提案とか提言、申請をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　こちらのほうが県管理となっておりますので、岡山県と相談をさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　まず１点、道路整備のほうで国道180号バイパスのことなんですが、実は御承知のとおり秦地区からの要望を採択して橋を架けてほしいということをやってるんですが、そのこと

については要望とかは行かれてますか。
○加藤保博委員長　土木課長。
○矢木武司土木課長　秦からの請願でございますが、そちらがそういう形があったと国土交通省にはお話をしております。
　以上です。
○加藤保博委員長　溝手委員。
○溝手宣良委員　要望をしていってるよという理解でいいですかね。
○加藤保博委員長　土木課長。
○矢木武司土木課長　はい、そういう要望があったとお知らせしております。
　以上です。
○加藤保博委員長　溝手委員。
○溝手宣良委員　では、要望があったというお知らせをしてるだけで要望はしてないという理解でいいんですね。
○加藤保博委員長　建設部長。
○平田壯太郎建設部長　先ほどの土木課長の答弁につきまして追加して申し上げます。
　今現在そういう請願があったということは国土交通省にお伝えしております。現在要望している箇所につきましては、まずは総社一宮バイパスの井尻野－湛井区間につきまして正式に毎年要望をしております。
　以上でございます。
○加藤保博委員長　溝手委員。
○溝手宣良委員　承知をいたしました。ということは、じゃあどのタイミングになると要望に加えていただけるのか、それともももう要望しないという方針なんでしょうか。
○加藤保博委員長　建設部長。
○平田壯太郎建設部長　今後の状況を踏まえまして要望のほうを検討させていただこうと考えております。
　以上でございます。
○加藤保博委員長　溝手委員。
○溝手宣良委員　なかなか御答弁が難しいところなんだということは理解をさせていただくんですが、今の御答弁だと秦地区の方には報告はできないなとは思うので、秦地区の方々の思いがかなり詰まっているそもそもの内容ですので、よろしくお願いいたします。
　話を変えます。国土交通省のこととか県のことになると、総社市は直接あれしてくれこれしてくれというのはなかなか難しいと思うんですが、総社市が実施する、今でいうと東総社駅前泉本線と仮称ではありますが神在秦本線については総社市で設計できるところで、皆さんも御記憶に新しいというか今まさに施行が始まったところですが、自転車の交通ルール、変わったわけではないんで

すが青切符の対象になるよというところで、車道の走行というものが明確にというか、今まで以上にされるようになりました。新たに作る道路は設計上自転車の通路というのは確保されているようなものなんでしょうかどうかをお尋ねいたします。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　東総社駅前泉本線につきましては、歩道が3.5ｍありまして自歩道を目指して施工をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　東総社駅前泉本線については、要は自転車が通行可能な歩道の整備ということですよね。だから、自転車専用道というか自転車専用レーンみたいな市役所の前のようなものを設けるわけではなく、あくまで自転車通行可の歩道になるということですよね。

多分ですけど、一般の方々で今回の自転車のルールについて勘違いをされていらっしゃる方が多くって、歩道を通ったらいけないぐらいに感じてらっしゃる方がいらっしゃるんですが、歩道通行可のマークがあれば自転車でも別に歩道は通ってもいいわけであり、ただそのときに歩行者を妨げるようなとか歩行者に脅威を与えるような通行は駄目だというだけの話であって、本来通ってもいいんですけれど、そういった交通ルールの徹底、当然課は替わるんですけれど、そういったところも併せてしていただきたいと思うところであります。

神在秦本線については、そういったものは全くする予定がない、道路拡幅はされるんですけれど、歩車道の境界が例えばブロックで明確になってるとかということではなく、あくまで白線対応であるということでよろしいんですか。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　秦中央本線につきましては歩道は設けておりません。路肩が0.75m、あと車道は片側一車線という形態になっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　なので、白線で区切ってあるだけということですよね。承知をいたしました。今までよりは車道が広くなるので、自転車が通行するにしても通行はしやすいとは思うんですが、道路幅が広がると車速が上がるという傾向にあるので、完成時に何らか道路に表示なり何なりで速度をあまり出さないような対策というのは併せてしていただきたいというふうに思うのですが、そういった考えについていかがでしょうか。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　答弁の前ですが、私が今申し上げた車速の減速というかその対策というのは、私が昔よく言ってたハンプというイメージじゃなくって、イメージハンプであったりカラーリングであったり速度を落とせみたいな表記であったり、道路交通規制に関わらない総社市の範疇ででき

る、書くだけ程度の速度抑制対策ぐらいは行っていただけるのでしょうかという質問でございます。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　横から飛び出しとかの仮停止線とか速度を落とせというのは今後検討して、事業の中でできることは進めさせていただこうと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をしました。よろしくお願いします。

もう一点確認したいのが、歩車道がきちんと分けられるこの東総社駅前泉本線ですが、これもしかして街路樹とかも植えたりするんですか。街路樹とかを植えると、植えた当初はいいんですけど、大きくなるとどんどん枝葉が邪魔になったり、落ちて水路、Ｌ型側溝がつくのか自由勾配側溝が入ってるのか僕は知らないんですけれど、それがよく水路が詰まる原因になったり、または根っこが結局広がっていって、せっかくフラットで障がいのある方にも優しい歩道になっているのに凸凹になってしまうよというようなことがあるので、今後は街路樹というものについてはどのようなお考えで工事を設計、施工されていくんでしょうか。

○加藤保博委員長　土木課長。

○矢木武司土木課長　東総社駅前泉本線につきましては、維持管理のことを考えまして街路樹の検討には入っておりません。街路樹なしで自歩道のみとなっております。

以上です。

○加藤保博委員長　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、ないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員入れ替わりのためしばらく休憩いたします。

休憩　午前11時43分

再開　午前11時44分

○加藤保博委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(4)総社三輪汚水幹線排水不良修繕の進捗状況について当局の報告を願います。

下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　報告事項(4)総社三輪汚水幹線排水不良修繕の進捗状況について、資料４を御覧ください。

概要につきましてですが、令和８年２月27日午後10時頃より、住民より道路上のマンホールから

水があふれているとの通報により汚水幹線の排水不良が判明しました。下水道管についてですが、直径80㎝のヒューム管でございます。土かぶりは4.7ｍで、施工後約47年が経過しております。

現状についてですが、24時間体制で水中ポンプにより強制排水を続けております。

工事の進捗状況につきましてですが、令和８年３月17日から19日にかけて矢板の施工が完了しております。また、４月７日から地盤を固めるための地盤改良工事を実施し、４月15日に完了しております。４月18日より掘削作業に入らせていただいております。現在の状況ですが、地下水の上昇により水替えの作業、それから掘削の作業、それから下水道管路内の土砂の撤去を行っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　今の御説明だと、もう管路内の土砂の撤去を始めていて、どの程度どこが割れていたというのはもう明確になったということなんですか。

○加藤保博委員長　下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　管路内の土砂の撤去がほぼ終わりまして、破損箇所についてですが、上から見て判明はしております。上流のマンホールから下流に向けて約１ｍの長さで、すみません、円形のヒューム管ですので時計に例えて言いますと10時から２時ぐらいの上面が破損しているような状況が判明しております。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　今の御説明ですと、人孔から約1,000㎜のところから破損箇所があったということですか。そのほかには破損箇所はなかったし、人孔自体にも破損はなかったということでいいですね。

○加藤保博委員長　下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　失礼しました。上流のマンホールから20㎝空けまして、それから1.1ｍの間が上部が破損しておりました。マンホールからほぼ20㎝ぐらい空いて、長さ的に1.1ｍぐらいの上部が破損しておりましたという状況でございます。

以上です。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　承知をしました。よろしくお願いします。

結局、じゃあいつ頃に完成しそうな予定ですか。

○加藤保博委員長　下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　工期の予定ですが、まだはっきりとしたことは申し上げられませんが、６

月の中旬をめどに仕上げて頑張っていきたいと、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○加藤保博委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員　６月の中旬ということで、これはもう頑張っていただくしかないですけど、原因ははっきりしてるんですか。まだ分かってない。

○加藤保博委員長　下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　原因についてですが、まだはっきりとしたことは申し上げられませんが、この場所が圧送管の吐き出し口でありまして、硫化水素が発生しやすい環境とされております。硫化水素が空気と反応しますと硫酸が生成されまして、一部コンクリートが腐食し破損したのかなという、はっきりとしたことは申し上げれませんがそういう想定をしております。

以上です。

○加藤保博委員長　深見委員。

○深見昌宏委員　ざっくりとした原因はそういうことなんでしょうけど、報告事項なんでそこ以外のことはあまり聞きませんけれど、そういうことが起こり得る可能性があるところというのは把握はしておられるのか、これから調査していくんか、そういうことは何かありますか。

○加藤保博委員長　下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　今までで硫化水素が発生しやすいこのような場所については既に調査をさせていただいておるところもあります。今年度一部調査をさせていただく予定をしておるところもあります。全てではないですが、一部終了しているところもあります。

以上です。

○加藤保博委員長　他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入替えのため休憩します。

休憩　午前11時51分

再開　午前11時51分

○加藤保博委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(5)総社市指定ごみ袋について当局の報告を願います。

環境課長。

○高谷直樹環境課長　報告事項(5)総社市指定ごみ袋について御説明申し上げます。

まず、指定ごみ袋の調達状況と入札の再設定についてでございます。令和８年度の指定ごみ袋の

発注につきまして先月24日に入札を実施予定でございましたが、全参加予定者から辞退の申出があり、入札不調となりました。不調の理由としまして、中東情勢の不安定化に伴い印刷用インク等の原材料供給の停滞により仕様書に定めていた国内製造の要件を満たすことが困難となったためでございます。この状況を受け、全参加予定者に対し聞き取り調査を実施し、その結果、仕様書の中の国内製造の要件を削除し海外製造でも可能とすることで供給が可能となる見込みがあるとのことでした。これにより、５月13日に再入札を行うべく準備を進めております。なお、再入札に伴い、当初６月中旬を予定しておりました納品時期につきましては、７月下旬から８月上旬へ変更となる見込みです。

次に、在庫状況の予測でございます。今回の納品予定時期の変更に伴い、昨年度の出庫実績に基づき在庫シミュレーションを行いましたところ、20リットル及び45リットルなど一部規格において７月下旬から８月上旬にかけて市内での流通において一時的に不足が生じる可能性がございます。しかしながら、市民の皆様が各家庭でお持ちの備蓄分や袋の大きさの柔軟な選択といった御協力をいただくことで需要をカバーできると考えております。

最後に、今後の予定についてでございます。一部規格の一時的な不足懸念を踏まえ、明日８日総社市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。現在の状況等を説明するとともに、改めてごみ分別や減量化の御協力をお願いし、ごみ袋の不足が生じないようにするための対策案について委員の皆様と協議を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

○加藤保博委員長　これより、質疑に入りますが、質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員　１点お伺いします。

先ほどの仕様変更ですか、これ何で日本製造のものが必要という形で当初の仕様設定になっとんでしょうかしら、教えてください。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　大月委員の質問にお答えさせていただきます。

国内製造にしておりました理由ですが、追加発注をする場合なんですが、例えば30リットルの袋100箱といったような場合、国内製造の場合は柔軟に発注可能なんですが、海外製造の場合ですとコンテナの大きさによって単位が異なるため大量発注以外はできなくなります。そのために総社市では国内製造という方法を取らせていただいております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　大月委員。

○大月真一委員　じゃあ、それに柔軟に対応するということで海外製造のものをオーケーするという、それはもうこの先ずっとそういうふうな形で進めていけばいいということなんですかね。それのほうがもっと何か安くなりそうな気もしますけれども。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　大月委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の海外製造ですが、緊急的な措置としまして仕様書を変更しております。今後の状況につきましては、市場といいますか中東情勢、その他を踏まえまして検討をさせていただければと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長　他に質疑はございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員　ちょっと教えてください。先ほどの説明だと、この７月から８月にかけて在庫が足りなくなるけれども、各家庭の備蓄のものを使えば足りるだろうというそういう予測をされているということでよろしいですか。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　三宅委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、家庭の備蓄分で対応をお願いしていただきたいことを市公式ＬＩＮＥ等を踏まえて周知のほう、お願いをさせていただければと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　三宅委員。

○三宅啓介委員　その周知というのはいつ頃からされる予定なんですか。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　三宅委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

まずは明日の審議会が終わった後、それから13日の入札が終わった後に、その結果を踏まえて周知のほう、お願いをさせていただければと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長　三宅委員。

○三宅啓介委員　くれぐれもお願いしたいのが、これ予測は足りているという予測でしょうけども、これが実はもう市場で足りなくなって混乱を起こして市内のごみ袋が足りなくなるとかということがないように細かく調査していただくとともに、これよくテレビで最近やってるのが、もう物がなくなったら市販のごみ袋で取りあえず対応しようという動きもあるので、そうした柔軟なことを考えながら、ごみ処理に混乱のないように対応していただきたいなというところが重要かなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○加藤保博委員長　他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　すみません、このごみ袋って表面にいろんなスポンサーがついてたような気がす

るんですが、あれもうないんでしたっけ。いずれにしてもそのデザインは今回は海外製ということですけど、もう前回と全く一緒でいいんですか。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　溝手委員の質問にお答えさせていただきます。

　スポンサーがあったかどうか、申し訳ございませんはっきり覚えてないんですが、デザインは基本的に同じものを考えております。

　以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　今回いわゆる先ほどの御答弁のような理由で国内製造が難しいよということだったんですが、これ同時に当然原油価格も上がっていたりして、吉備路クリーンセンターで焼却処分することとかについても当然お金が多分高くなっていくんじゃないかなとか思うんですが、このごみ袋の料金の変更というものは当分しなくてもいいというふうにお考えなんでしょうか。それともやっぱり１枚当たりのごみ袋の料金を上げないといけないよとか、逆に、いやいや、これは下げれますよとか、そういったごみ袋の料金について現在進行中の何かお考えがあれば教えてください。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　溝手委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

　ごみ袋の料金につきましては総社市廃棄物減量等推進審議会のほうでいろいろ検討していただいております。その中で料金については、ごみが減ったらちょっとごみ袋を安くしようというのがございます。その辺を踏まえて変更を考えていきますので、今回についてはまた別のものかと思っております。

　以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　あとこのごみ袋については、ボランティア用のごみ袋も総社市として作ってると思うんですが、それも今回同時にまた新たに作られるんですか。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　溝手委員の質問にお答えさせていただきます。

　今回ボランティア袋は在庫がまだありますので、予定はございません。

　以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　加えて、今度検討会があるということでしたが、そのボランティア袋もあれ45リットルだったと思うんですけど、実際にボランティアでごみを拾うときに45リットルも要らないという場面が多くあると思うんです。なので、あえて実はボランティア袋もなくっても、それこそ家にある買物袋を持ってきて、最終的にそれで集めればいいのかなとかというふうに思うんで、何かもうボランティア袋不要説というのをお伝えさせていただきたいと思うんですが、ちょっと検討に

入れていただけないでしょうか。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

その辺については柔軟に対応させていただければと思います。ただ、ごみにつきましては中が見えるものが安全性を考えると大前提になりますので、その辺を踏まえて検討のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員　表の見方が僕分からなくて、これって単位は枚数でいいんですか。

○加藤保博委員長　環境課長。

○高谷直樹環境課長　太田副委員長の質問にお答えさせていただきます。

単位は箱でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、休憩いたします。再開は午後１時10分といたします。

休憩　午後０時４分

再開　午後１時９分

○加藤保博委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(6)国民宿舎サンロード吉備路の営業再開について当局の報告を願います。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　失礼いたします。それでは、報告事項(6)国民宿舎サンロード吉備路の営業再開について御説明申し上げます。

改修工事も順調に進みまして、施工箇所の一部ですが参考に現況写真を資料６のほうに記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

先週５月１日に現場検査を終えまして、予定どおり来週15日の工期を迎える運びとなりました。その後、全館にＷｉ－Ｆｉ環境を整備するために30箇所に機器を設置するほか、厨房用の製氷機や冷蔵庫などの新規備品の搬入、設置に加えまして、館内各所の既存の家具や器具を再設置、さらには館内外の清掃などを行いまして、来月１日にはお客様を気持ちよくお迎えできるよう営業再開に備えます。

なお、営業再開までには、市議会議員の希望者の皆様には館内を御視察いただければと考えてお

ります。

その他１点御報告がございます。改修工事が順調に進んでいる一方で、国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者が、５月31日までの全館休館中であるにもかかわらず５月13日から修学旅行11校、延べ1,145人及び募集型企画旅行など20団体、延べ1,165人の昼食の予約を受け入れることが判明いたしました。市は事実関係について文書で回答を求めるとともに、４月15日に指定管理者の責任者が市役所で市長と面談した際に、市長からは厳重注意を行うとともに予定どおり５月31日までの施設利用はできないことを再度お伝えし、代替施設への対応を行うよう指示いたしました。指定管理者は市の指示を受けまして、総社市内や市周辺の代替施設を早急に確保し、学校及び旅行会社等との調整も円滑に進み、トラブルなく対処できていると報告を受けているところでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長　では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員　先ほどの件、代替の施設へ修学旅行とか移したよというところで、代替の施設が総社市周辺というふうにおっしゃったんですが、やはり総社市内だけにはとどまってはいただけなかったんですかね。その確認だけちょっと。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　施設名は具体には控えますが、市内１施設と倉敷市の施設のほうに１施設、修学旅行は２施設のほうに代替が完了しております。

○加藤保博委員長　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員　ホームページに関してなんですけど、リニューアルした後のホームページというのは何か写真が変更されたりとかというようなことはありますか。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　まだ指定管理者のほうとこれから鋭意協議をしていく中で、ホームページのほうの商品とかは新たなイベント、肉フェスですか、そういったものは掲載するようにしておりますが、さらに企画しているものがあればどんどんそちらのほうを公開して……施設の中身ですか、それについては随時変えていくようにいたします。

○加藤保博委員長　太田副委員長。

○太田善介委員　今気になったことがあって、国民宿舎サンロード吉備路のホームページ、上のグローバルナビゲーションというのがあるんですけど、押せないところがあったりとかして、そこら辺また検証していただいて改善していただけたらなと思うんですけど。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　失礼しました。そちらのほう、指定管理者のほうにきちんとお伝えしまして、そういう不具合の箇所も再度チェックして再開に備えたいと思います。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　すみません、当初からその予定だったと思うんですけど、サン直広場「ええとこそうじゃ」のほうもだからそのタイミングで新たなところでオープンができるということでいいんですよね。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　はい、その予定で準備を進めていきたいと考えております。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　もう一点、これ難しいよという答弁を昔いただいたことがあるんですが、駐車場に多分目的外駐車をされているトラック、なかなかこれが実はお風呂を利用した後寝てるんだよとか食事を実は取った後なんだよとかということもあり得るので、なかなか指導が難しいということだったんですけど、何かそういった国民宿舎サンロード吉備路に用事じゃない人の駐車を何らか防ぐような対策って今回どこかで実施されたのかされてないのか、されてなかったらまた今後そういったところをどういった方針で運営をお願いしていくのかというのが分かれば教えてください。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　以前、溝手委員からお尋ねがあった際に、目の前に大きな看板というかシートを貼って、そういう関係者以外の方はお控えください的なことをしております。それ以降はまださらにといった新しい対策は打っておりませんので、今日いただいた意見を踏まえてどういう対策ができるかということを再度検討してまいりたいと思います。

○加藤保博委員長　よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

では、以上をもちまして本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会　午後１時17分